

○菰野町障害者（児）日常生活用具給付事業実施要綱

平成18年11月1日要綱第24号

改正

平成20年2月6日要綱第2号

平成22年4月1日告示第13号

平成25年3月29日告示第21号

平成27年12月28日告示第62号

平成28年4月22日告示第50号

平成29年9月26日告示第46号

平成30年3月5日告示第3号

平成30年10月29日告示第54号

菰野町障害者（児）日常生活用具給付事業実施要綱

（目的）

第1条 この告示は、在宅の障害者等に対し、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第77条第1項第6号の規定に基づき、日常生活や介護が容易になるような用具（以下「用具」という。）を給付することにより、日常生活の便宜を図り、福祉の増進に資することを目的とする。

（定義）

第2条 この告示において「障害者等」とは、法第4条第1項に規定する障害者及び同条第2項に規定する障害児をいう。

2 この告示において「難病患者等」とは、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成18年政令第10号）第1条に規定する特殊の疾病を有する者をいう。

（用具の種目及び対象者）

第3条 給付する用具の種目及び対象者は、菰野町（以下「町」という。）に住所を有し、障害者等にあつては別表第1、難病患者等にあつては別表第2に定めるとおりとする。ただし、介護保険法（平成9年法律第123号）の規定により用具の貸与又は購入費の支給を受けることができる者は、対象としない。

2 別表第1の種目欄のパーソナルコンピューター及びファックスの対象者は、前項に掲げる障害者等であつて、その属する世帯の申請日の属する年度（申請日が4月から6月の場合は、前年度）の市町村民税が非課税である者とする。

3 乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害の場合は、別表第1の上肢・下肢又は体幹機能障害に準じて取り扱うものとする。

(町の負担)

第4条 給付する用具の価格の上限は、別表第1及び別表第2の基準単価の欄に掲げる価格（消費税及び地方消費税を含む。）とし、菰野町長（以下「町長」という。）は、この価格から用具の給付を希望する対象者又は保護者（以下「申請者」という。）が負担する額を除いた額を負担する。ただし、この価格の上限を上回る物品を申請者が希望する場合は、上回った部分は申請者の負担とする。

(給付の申請)

第5条 申請者は、障害者（児）日常生活用具給付申請書（様式第1号）により町長に申請するものとする。ただし、居宅生活動作補助用具の購入費及び改修工事費（以下「住宅改修費」という。）の申請者は、障害者（児）住宅改修費給付申請書（様式第2号）により申請するとともに、申請書提出時に必ず工事図面と改修工事見積書を添付しなければならない。

(給付の決定及び通知)

第6条 町長は、申請書を受理したときは、調査書（様式第3号）又は障害者（児）住宅改修費給付調査書（様式第4号）を作成するとともに、申請内容を審査のうえ、用具の給付の可否を決定するものとする。

2 町長は、用具の給付を行うことを決定した場合には、障害者（児）日常生活用具給付決定通知書（様式第5号）及び障害者（児）日常生活用具給付券（様式第6号。以下「日常生活用具給付券」という。）により、住宅改修については、障害者（児）住宅改修費給付決定通知書（様式第7号）及び障害者（児）住宅改修費給付券（様式第8号。以下「住宅改修給付券」という。）により、また、その申請を却下することを決定した場合には、障害者（児）日常生活用具給付却下決定通知書（様式第9号）又は障害者（児）住宅改修費給付却下決定通知書（様式第10号）により、それぞれ申請者に通知するものとする。

3 町長は、住宅改修費の給付を決定した場合には、給付対象者に対してこの制度の趣旨、給付の条件等を十分説明するものとし、住宅の改修工事が完了したときには、その確認を行うとともに、その後も適正な使用及び管理がなされているか等について家庭訪問等により指導の万全を期するものとする。

(用具の給付)

第7条 町長は、用具の給付を行う場合には、用具の販売、製作等を業とする者（以下「委託業者」

という。)に委託して行うものとする。

- 2 委託業者の選定に当たっては、低廉な価格で良質かつ適切な用具が確保できるよう経営規模、地理的条件、アフターサービスの可能性等を十分勘案のうえ決定するものとする。

(用具の管理)

第8条 町長は、用具の給付を実施するに当たっては、用具を給付される対象者又は保護者（以下「給付を受ける者」という。）に次に掲げる条件を付するものとする。

- (1) 給付を受ける者は、当該用具を給付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け又は担保に供してはならないものとする。
- (2) 町長は、給付を受けた者が前号の規定に反した場合には、当該給付に要した費用の全部又は一部を返還させることができる。

(耐用年数と再給付)

第9条 別表第1及び別表第2の耐用年数を経過していない場合は、原則として再給付しない。ただし、障害の状況又は程度が変わり、既に交付した用具が使用できない場合等は、この限りでない。

(給付を受ける者の負担及び支払い)

第10条 別表第1及び別表第2の価格の1割は、給付を受ける者の負担とし、その上限の取扱いは、別表第3に定める。

- 2 用具を納付した委託業者は、請求書に当該請求に係る日常生活用具給付券又は住宅改修給付券を添えて町長へ請求する。

- 3 前項により請求することができる額は、第6条により決定した用具に要する費用総額から第1項に定める負担額を控除した額とする。

(給付台帳の整備)

第11条 町長は、用具の給付の状況を明確にしておくため、障害者等日常生活用具給付台帳を作成し、その記載内容を常に整理しておかなければならない。

(委任)

第12条 この告示に定めるもののほか、事業の実施に必要な事項は町長が別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行し、平成18年10月1日から適用する。

附 則 (平成20年2月6日要綱第2号)

この要綱は、公布の日から施行し、平成20年1月1日から適用する。

附 則（平成22年 4 月 1 日告示第13号）

この告示は、平成22年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成25年 3 月29日告示第21号）

この告示は、平成25年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成27年12月28日告示第62号）

この告示は、平成28年 1 月 1 日より施行する。

附 則（平成28年 4 月22日告示第50号）

この告示は、公布の日から施行する。

附 則（平成29年 9 月26日告示第46号）

この告示は、告示の日から施行する。

附 則（平成30年 3 月 5 日告示第 3 号）

（施行期日）

1 この告示は、告示の日から施行する。

（菰野町ねたきり老人等及び重度心身障害者（児）おむつ給付事業実施要綱の一部改正）

2 菰野町ねたきり老人等及び重度心身障害者（児）おむつ給付事業実施要綱（平成12年要綱第 6 号）の一部を次のように改正する。

（次のよう略）

別表第 1（第 3 条、第 4 条、第 9 条、第10条関係）

種目	基準単価	性能	耐用年数	対象者	対象年齢
特殊寝台	154,000円	原則として頭部及び脚部の傾斜角度を個別に調整できる機能を有するもの	8年	下肢又は体幹機能障害 2 級以上	学齢児以上
特殊マット	19,600円	褥瘡の防止又は失禁等による汚染又は損耗を防止できる機能を有するもの	5年	知的障害 A 2 以上 下肢又は体幹機能障害 1 級	3 歳以上
特殊尿器	67,000円	尿が自動的に吸引され	5年	下肢又は体幹機能	学齢児以上

		るもので、障害者又は介護者が容易に使用し得るもの		障害 1 級（常時介護を要する者）	
入浴担架	82,400円	障害者を担架に乗せたままリフト装置により入浴させるもの	5年	下肢又は体幹機能障害 2 級以上（常時介護を要する者）	3 歳以上
体位変換器	15,000円	介護者が障害者の体位を変換させるのに容易に使用し得るもの	5年	下肢又は体幹機能障害 2 級以上（常時介護を要する者）	学齢児以上
移動用リフト	159,000円	介護者が重度障害児（者）を移動させるに当たって、容易に使用し得るもの。ただし、天井走行型その他住宅改修を伴うものを除く。	4年	下肢又は体幹機能障害 2 級以上	3 歳以上
浴槽（湯沸器を含む。） （注 1）	91,000円	障害者が容易に使用し得るもの	8年	下肢又は体幹機能障害 2 級以上	学齢児以上
入浴補助用具	90,000円	入浴時の移動、座位の保持、浴槽への入水等を補助でき、障害者又は介助者が容易に使用し得るもの。ただし、設置に当たり住宅改修を伴うものを除く。	8年	下肢又は体幹機能障害であって入浴に介助を必要とする者	3 歳以上
便器	便器 4,450円	障害者や介護者が容易に使用し得るもの。ただ	8年	下肢又は体幹機能障害 2 級以上	学齢児以上

	手すり付きの場合 5,400円	し、取り替えに当たり住宅改修を伴うものを除く。			
T字杖、棒状の杖	3,000円	障害者が容易に利用できるもの 施設利用者も可	4年	平衡、下肢、体幹機能障害	3歳以上
移動、移乗支援用具	60,000円	おおむね次のような性能を有する手すり、スロープ等であること。 ア 障害者の身体機能の状態を十分踏まえたものであって、必要な強度と安定性を有するもの イ 転倒予防、立ち上がり動作の補助、移乗動作の補助、段差解消等の用具とする。ただし、設置に当たり住宅改修を伴うものを除く。	8年	平衡又は下肢若しくは体幹機能障害で、家庭内の移動等において介助を必要とする者	3歳以上
頭部保護帽	スポンジ、革を主材料に製作 15,200円 スポンジ、革プラスチックを主材料に製作 36,750円 (レディメイド	転倒の衝撃から頭部を保護できるもの 施設利用者も可	3年	平衡、下肢、体幹、知的、精神障害(てんかんの発作等により頻繁に転倒するもの)	

	の場合は80%の 範囲内)				
特殊便器	151,200円	温水温風を出し得るもの。ただし、取替えに当たり住宅改修を伴うものを除く。	8年	上肢障害2級以上、知的障害A2以上	学齢児以上
火災警報器	15,500円	室内の火災を煙又は熱により感知し、音又は光を発し屋外にも警報ブザーで知らせ得るもの	8年	身体障害2級以上、知的障害A2以上（火災発生の感知及び避難が著しく困難な障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯）	
自動消火器	28,700円	室内温度の異常上昇又は炎の接触で自動的に消火液を噴射し、初期火災を消火し得るもの	8年	身体障害2級以上、知的障害A2以上（火災発生の感知及び避難が著しく困難な障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯）	
電磁調理器	41,000円	障害者が容易に使用し得るもの	6年	視覚障害2級以上、知的障害A2以上（視覚又は知的障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯）	18歳以上
視覚障害者 用はかり	触読式 4,000円 音声式	障害者が容易に使用し得るもの	6年	視覚障害2級以上 (視覚障害者のみの世帯又はこれに	18歳以上

	25,000円			準ずる世帯)	
歩行時間延長信号機用小型送信機	7,000円	視覚障害者が容易に使用し得るもの	10年	視覚障害2級以上	学齢児以上
聴覚障害者用屋内信号装置(注2)	87,400円	音声等を視覚、触覚等により知覚できるもの	10年	聴覚障害2級(聴覚障害のみの世帯及びこれに準ずる世帯で日常生活上必要と認められる世帯)	18歳以上
透析液加温器	51,500円	透析液を加温し、一定温度に保つもの	5年	腎臓機能障害3級以上で自己連続携帯式腹膜灌流法(CAPD)による透析療法を行う者	
ネブライザー(吸入器)	36,000円	障害者や介護者が容易に使用し得るもの	5年	呼吸器機能障害3級以上又は他の障害を理由にネブライザー(吸入器)が必要であると医師が認める者	
電気式たん吸引器	56,400円	障害者や介護者が容易に使用し得るもの	5年	呼吸器機能障害3級以上又は他の障害を理由に電気式たん吸引器が必要であると医師が認める者	
動脈血中酸	157,500円	障害者や介護者が容易	5年	呼吸器機能障害3	

素飽和度測定器（パルスオキシメーター）		に使用し得るもの		級以上又は他の障害を理由に動脈血中酸素飽和度測定器（パルスオキシメーター）が必要であると医師が認める者	
酸素ボンベ運搬車	17,000円	障害者や介護者が容易に使用し得るもの	10年	医療保険における在宅酸素療法を行う者	
盲人用体温計（音声式）	9,000円	視覚障害者が容易に使用し得るもの	5年	視覚障害2級以上（視覚障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯）	
盲人用体重計	18,000円	視覚障害者が容易に使用し得るもの	5年	視覚障害2級以上（視覚障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯）	
携帯用会話補助装置	98,800円	携帯式で、ことばを音声又は文章に変換する機能を有し、障害者が容易に使用し得るもの	5年	音声言語機能障害者又は肢体不自由者であって、発声・発語に著しい障害を有する者	学齢児以上
パーソナルコンピューター	100,000円	障害者が容易に使用できるもの（プロテクター、プリンター等を付帯することができる。）	6年	上肢障害2級以上又は言語、上肢複合障害2級以上（文字を書くことが困難なものに限る。）	学齢児以上

情報・通信 支援用具	150,000円	コンピューターの入力 等が可能となる周辺機 器	6年	視覚、上肢機能障 害2級以上	学齢児以上
点字ディス プレイ	383,500円	文字等のコンピューター の画面情報を点字等 により示すことのでき るもの	6年	視覚障害及び聴覚 障害の重度重複障 害者（原則として 視覚障害2級以上 かつ聴覚障害2 級）の障害児（者） であって、必要と 認められる者	18歳以上
点字器	10,400円	点字板	7年	視覚障害2級以上	学齢児以上
点字タイプ ライター	63,100円	視覚障害者が容易に使 用し得るもの	5年	視覚障害2級以上	学齢児以上
視覚障害者 用ポータブ ルレコーダ ー	録音再生機 87,550円 再生専用機 36,050円 テープレコーダ ー 13,000円	音声等により操作ボタ ンが知覚又は認識でき、 かつ、D A I Z Y方式に よる録音並びに再生で きるもので、視覚障害児 （者）が容易に使用でき るもの。ただし、テープ レコーダーについては、 この限りでない。	6年	視覚障害2級以上	学齢児以上
視覚障害者 用活字文書 読上げ装置	99,800円	文字情報と同一紙面上 に記載された当該文字 情報を暗号化した情報 を読み取り音声信号に 変換して出力する機能 を有するもので視覚障	6年	視覚障害2級以上	学齢児以上

		害者が容易に使用し得るもの			
色識別装置	47,000円	色彩情報を読み取り音声信号に変換して出力する機能を有するもので視覚障害者が容易に使用し得るもの	6年	視覚障害2級以上	学齢児以上
視覚障害者用拡大読書器	198,000円	画像入力装置を読み取りのもの(印刷物等)の上に置くことで、簡単に拡大された画像(文字等)をモニターに映し出せるもの	8年	視覚障害者であつて、本装置により文字等を読むことが可能になる者	学齢児以上
盲人用時計	触読式 10,300円 音声式 13,300円	視覚障害者が容易に使用し得るもの	10年	視覚障害2級以上。なお、音声時計は、手指の感覚に障害がある等のため触読式時計の使用が困難な者を原則とする。	18歳以上
聴覚障害者用通信装置	71,000円	一般の電話に接続することができ、音声の代わりに通信が可能な機器であり、障害者が容易に使用できるもの	5年	聴覚障害者又は発声・発語に著しい障害のあるもの	学齢児以上
ファックス	30,000円	一般の電話に接続することができ、音声の代わりに文字により通信が可能な機器であり、障害	5年	聴覚障害者又は発声・発語に著しい障害のあるもの	学齢児以上

		者が容易に使用できるもの			
聴覚障害者 用情報受信 装置	88,900円	字幕及び手話通訳付きの聴覚障害者用番組並びにテレビ番組に字幕及び手話通訳の映像を合成したものを画面に出力する機能を有し、かつ、災害時の聴覚障害者向け緊急信号を受信するもので、聴覚障害者が容易に使用できるもの	6年	聴覚障害者	3歳以上
人工喉頭	電動式 70,100円 笛式 5,000円 (気管カニューレ付とした場合は3,100円増しとする。)	施設利用者も可	5年	喉頭摘出した音声機能障害者	
点字図書	本代の実費相当分	点字により作成された図書 施設利用者も可		主に、情報の入手を点字によっている視覚障害者	
ストマ装具	蓄便袋 月額 8,858円 蓄尿袋 月額 11,639円	施設利用者も可 最大6ヶ月まで支給可能とする。		ぼうこう又は直腸機能障害者であつて、ストマ装具を要する者	3歳以上

	紙オムツ 月額 12,000円	施設利用者も可 最大6ヶ月まで支給可 能とする。		高度の排便、排尿 機能障害のある全 身性障害者等（注 3）	3歳以上
収尿器	8,500円	施設利用者も可	1年	高度の排尿機能障 害	3歳以上
居宅生活動 作補助用具	200,000円	障害者の移動等を円滑 にする用具で設置に小 規模な住宅改修を伴う もの（住宅の新築及び増 築に伴う設置及び改修 は対象外とする。）		下肢、体幹機能障 害、乳幼児期以前 の非進行性の脳病 変による運動機能 障害（移動機能障 害に限る。）を有 する者であって障 害等級3級以上の 者（特殊便器への 取替えをする場合 は上肢障害2級以 上の者）。ただし、 居宅生活動作補助 用具の給付は、過 去に居宅生活動作 補助用具として給 付を受けた用具の 単価を含めて 200,000円までを 限度とする。	学齡児以上

(注)

- 1 浴槽（湯沸器含む。）については、町長が必要と認める場合は、浴槽及び湯沸器を個々の
種目として給付できるものとする。

2 聴覚障害者用屋内信号装置は、サウンドマスター、聴覚障害者用目覚時計、聴覚障害者用屋内信号等を含むものとする。

3 紙オムツの支給対象者は3歳以上であって、次のいずれかに該当する者とする。ただし、菰野町ねたきり老人等及び重度心身障害者（児）おむつ給付事業実施要綱（平成12年要綱第6号）の規定によるオムツの給付を受ける月については、この告示の規定による紙オムツの給付は行わない。

(1) 治療によって軽快の見込みのないストマ周辺の皮膚の著しいびらんやストマの変形のためストマ用装具を装着することができない者並びに先天性疾患（先天性鎖肛を除く。）に起因する神経障害による高度の排尿機能障害又は高度の排便機能障害のある者及び先天性鎖肛に対する肛門形成術に起因する高度の排便機能障害のある者であって、医師の意見書等により紙オムツが必要と認められるもの。

(2) 脳性麻痺等脳原性運動機能障害により排尿又は排便の意思表示が困難な者であって、医師の意見書等により紙オムツが必要と認められるもの。

別表第2（第3条、第4条、第9条、第10条関係）

種目	基準単価	性能	耐用年数	対象者
便器	便器 4,450円 手すり付きの場合 5,400円	難病患者等や介護者が容易に使用し得るもの（手すりを付けることができる。）。ただし、取り替えに当たり住宅改修を伴うものを除く。	8年	常時介護を要する者
特殊マット	19,600円	褥瘡の防止又は失禁等による汚染又は損耗を防止できる機能を有するもの	5年	寝たきりの状態にある者
特殊寝台	154,000円	原則として頭部及び脚部の傾斜角度を個別に調整できる機能を有するもの	8年	寝たきりの状態にある者
特殊尿器	67,000円	尿が自動的に吸引されるもので、難	5年	自力で排尿できない

		病患者等又は介護者が容易に使用し得るもの		者
体位変換器	15,000円	介護者が難病患者等の体位を変換させるのに容易に使用し得るもの	5年	寝たきりの状態にある者
入浴補助用具	90,000円	入浴時の移動、座位の保持、浴槽への入水等を補助でき、難病患者等又は介助者が容易に使用し得るもの。ただし、設置に当たり住宅改修を伴うものを除く。	8年	入浴に介助を要する者
移動、移乗支援用具	60,000円	おおむね次のような機能を有する手すり、スロープ、歩行器等であること。 ア 難病患者等の身体機能の状態を十分踏まえたものであって、必要な強度と安定性を有するもの イ 転倒予防、立ち上がり動作の補助、移乗動作の補助、段差解消等の用具とする。ただし、設置に当たり住宅改修を伴うものを除く。	8年	下肢が不自由な者
電気式たん吸引器	56,400円	難病患者等や介護者が容易に使用し得るもの	5年	呼吸器機能に障害のある者
ネブライザー (吸入器)	36,000円	難病患者等や介護者が容易に使用し得るもの	5年	呼吸器機能に障害のある者
移動用リフト	159,000円	介護者が難病患者等を移動させるにあたって、容易に使用し得るもの。ただし、天井走行型その他住宅改修を伴うものを除く。	4年	下肢又は体幹機能に障害のある者
居宅生活動作補助用具	200,000円	難病患者等の移動等を円滑にする用具で設置に小規模な住宅改修を伴う		下肢又は体幹機能に障害のある者。ただ

		もの（住宅の新築及び増築に伴う設置及び改修は対象外とする。）		し、居宅生活動作補助用具の給付は、過去に居宅生活動作補助用具として給付を受けた用具の単価を含めて200,000円までを限度とする。
特殊便器	151,200円	温水温風を出し得るもの。ただし、取替えに当たり住宅改修を伴うものを除く。	8年	上肢機能に障害のある者
訓練用ベッド	159,200円	腕又は脚の訓練ができる器具を備えたもの	8年	下肢又は体幹機能に障害のある者
自動消火器	28,700円	室内温度の異常上昇又は炎の接触で自動的に消火液を噴射し、初期火災を消火し得るもの	8年	火災発生の感知及び避難が著しく困難な難病患者等のみの世帯及びこれに準ずる世帯
動脈血中酸素飽和度測定器（パルスオキシメーター）	157,500円	呼吸状態を継続的にモニタリングすることが可能な機能を有し、難病患者等や介護者が容易に使用し得るもの	5年	人工呼吸器の装着が必要な者

別表第3（第10条関係）

費用負担基準

階層区分		負担基準額
A	生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第1項に規定する被保護者	0円
B	申請日の属する年度（申請日が4月から6月の場合は、前年度）の市町村民税非課税	別表第1に掲げる基準単価の1割の額。ただし、15,000円を上限とする。

	者（A階層又はC階層に該当する者を除く。）	
C	申請日の属する年度（申請日が4月から6月の場合は、前年度）の市町村民税非課税者であり、かつ、合計所得金額が80万円以上である者（A階層又はB階層に該当する者を除く。）	別表第1に掲げる基準単価の1割の額。ただし、24,600円を上限とする。
D1	申請日の属する年度（申請日が4月から6月の場合は、前年度）の市町村民税課税者（A階層に該当する者を除く。）	別表第1に掲げる基準単価の1割の額。ただし、37,200円を上限とする。
D2	申請日の属する年度（申請日が4月から6月の場合は、前年度）の市町村民税所得割の額が46万円以上の者	全額
備考		
<p>1 費用負担基準額を算定する際の市町村民税の対象となる世帯の範囲は、障害者及び18歳以上の難病患者等にあつては本人及び配偶者、障害児及び18歳未満の難病患者等にあつては障害児及び18歳未満の難病患者等の保護者とする。</p> <p>2 この表において「市町村民税」とは、地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による市町村民税（同法の規定による特別区民税を含む。）をいう。</p> <p>3 この表において「合計所得金額」とは、公的年金等の収入額（所得税法（昭和40年法律第33号）第35条第2項第1号に規定する公的年金等の収入金額をいう。）、前年（申請日が4月から6月の場合は、前々年）の合計所得金額（地方税法第292条第1項第13号に規定する合計所得金額をいい、その額が零を下回る場合には、零とする。）及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成18年厚生労働省令第19号）第54条に規定する給付金額の合計額をいう。</p>		